

- ① 佐世保市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 ② 佐世保市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の主旨

- ① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設基準」という。）の一部改正に伴い佐世保市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。
 ② 家庭的保育事業等(※)の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「家庭的保育事業等基準」という。）の一部改正に伴い佐世保市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

(※) 家庭的保育事業等とは、原則として、満 3 歳未満の保育を必要とする乳幼児が対象となる事業で、定員数や保育の実施場所等によって下記の表のとおり 4 つに分類されます。

事業	概要	定員
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する。 家庭的保育者の居宅その他様々なスペースで行う。	1～5人
小規模保育事業	比較的小規模で家庭的保育に近い雰囲気の下、多様なスペースで きめ細やかな保育を実施する。	6～19人
居宅訪問型保育事業	住み慣れた居宅において、利用する保護者・子どもの居宅で 1 対 1 を基本とするきめ細かな保育を実施する。	
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として、 事業所その他様々なスペースで実施する。	小規模型：19人以下 保育所型：20人以上

佐世保市の家庭的保育事業等の状況（4施設）

浅子保育所（小規模保育事業）、高島保育所（小規模保育事業）、させぼ DayNursery（小規模保育事業）、
黒島こども園（家庭的保育事業）

2 国基準の改正の概要

○記録の保存等に係る見直し（児童福祉施設基準及び家庭的保育事業等基準ともに同内容の改正）

児童福祉施設及び家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、児童福祉施設及び家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等について、電磁的記録(※)による対応を認めることとするための基準が追加されています。

(※)電磁的記録：人の知覚では認識できない、電子式・磁気式・光学式などの方法で記録され、コンピューターで処理される記録

3 本市の基準(条例)改正の考え

児童福祉施設及び家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、本市においても国基準どおりの基準(条例)の一部改正を考えています。

なお、今回の改正は電磁的記録による対応が可能となるものであり、従来どおりの書面での記録等を妨げるものではありません。

【参考】現行の条例における記録の保存等についての規定の内容

○「児童福祉施設」

佐世保市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第19条において「児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」と規定しています。

○「家庭的保育事業等」

佐世保市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第19条において「家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」と規定しています。

4 佐世保市条例の改正の内容

○佐世保市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

項目	国基準改正内容	市基準改正案
電磁的記録	児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	（新設） 国基準どおり

○佐世保市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

項目	国基準改正内容	市基準改正案
電磁的記録	家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	（新設） 国基準どおり

5 施行期日

令和3年7月1日から施行

※児童福祉施設基準及び家庭的保育事業等基準の一部改正の施行日が令和3年7月1日となっています。